

門真市選挙管理委員会告示第 25 号

選挙権を有する者の総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

令和8年6月1日

門真市選挙管理委員会

委員長 植村 興

1	選挙権を有する者の総数の50分の1の数	1,963
2	選挙権を有する者の総数の6分の1の数	16,354
3	選挙権を有する者の総数の3分の1の数	32,708